

2013年3月15日

住吉区長 吉田康人 様

大阪市職員労働組合
住吉区役所支部
支部長 市川 一夫

2013年度の適正な業務執行体制の確保に関する申入れ

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、場合によっては勤務労働条件に大きくかわるものであると認識している。

大阪市においては、2012年10月10日に戦略会議において確認された「各所属における人員マネジメント（事務・技術）について」で、「原則として5%を削減した人員に基づいて各所属長が組織マネジメントを行う」「区役所については、5%を削減した上で、2%を区役所体制強化に充てる」ことを各所属に対し求めている。

こうした「組織マネジメント」を行おうとすれば、2013年度の業務執行体制について、大幅な業務執行体制の改編が不可避であり、その内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、以下の点について申し入れを行うとともに、交渉事項として対応するよう申し入れる。

記

1. 2013年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を確保すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は誠意を持って協議すること。
2. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対して、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる要員を確保すること。
3. 一般事務・技術職以外の免許職員等について、業務執行に支障のないよう対応し、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は誠意を持って協議すること。
4. 本務職員に代わる再任用職員の配置について、職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合は誠意を持って協議すること。

以 上